

全国医政関係主管課長会議資料

平成 2 4 年 2 月 2 9 日 (水)
於：低層棟講堂 (2 F)

厚生労働省医政局

5. 医療に関する広告規制について

(1) 医療に関する広告規制の周知・徹底

- 医療に関する広告に対する指導等の措置については、医療関係法令及び「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」に基づき、都道府県、保健所設置市又は特別区において、個別の事例に応じて、その実情を踏まえつつ、効果的かつ柔軟に対応いただいている。
- 今般、消費者委員会より美容医療サービスを行う医療機関の広告について、独立行政法人国民生活センターより歯科インプラント治療を行う医療機関の広告について、医療法の規制対象となり得るフリーペーパー等に不適切な広告が散見されるため、厚生労働省に対してその適正化の要請がなされたところである。
- 都道府県におかれては、美容医療サービスや歯科インプラント治療に関する上記の要請内容を踏まえつつ、引き続き、必要な指導等を適切に実施されるようお願いしたい。
- 併せて、医療広告ガイドラインに示しているとおり、医療に関する広告に関する住民からの苦情は、管内を所管する消費生活センターに寄せられることもあるので、苦情・相談の状況について、定期的に情報交換する等、消費者行政機関との連携に努め、違反が疑われる広告等に関する情報を入手した際には、必要な措置を講じられるようお願いしたい。

(2) 医療機関のホームページの取扱いについて

- 現在、医療法上の「広告」と見なしていない医療機関のホームページの取扱いについては、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」において御議論いただいている。現段階では、当面の間は、医療機関のホームページを引き続き「広告」とは見なさず、自由診療の分野を中心としたガイドラインを国において作成し、そのガイドラインに基づき、関係団体等による自主的な取組を促す方針とする方向で検討が進められているところである。
- 当該ガイドラインの詳細については、検討会の結論が出た後、来年度から作成を開始し、最終化され次第速やかに各都道府県宛にお知らせしたいと考えており、その際にはご協力をお願いしたい。

5 . 消費者委員会からの建議について

エステ美容医療サービスに関する消費者委員会建議事項と対応（再掲）

1 健康被害等に関する情報の提供と的確な対応

厚生労働省は、都道府県等に対し、健康被害等に関する情報を把握した場合の対応について、運用上の工夫やノウハウ、具体例等を整理し示すこと。

○医師法等の違反事例に接した場合、当該違反者に対する行政指導、警察への情報提供等によるご協力を、引き続き、お願いしたい。（p 88）

【参考】「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」（平成13年11月8日厚生労働省医政局医事課長通知）

3 不適切な表示（広告）の取締りの徹底

厚生労働省は、消費者視点で好ましくないと判断されるインターネット上等の表示を取り締るための措置を講ずること。また、都道府県における関係部局間の連携を再度要請するとともに、適切な法執行を要請すること。

○医療機関のホームページの取扱いについては、「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」でご議論いただいております。検討会でも建議の内容を紹介させていただいている。現段階では、当面の間は医療機関のホームページを引き続き「広告」とは見なさず、自由診療の分野を中心としたガイドラインを国において作成し、そのガイドラインに基づき、関係団体等による自主的な取組を促す方針とする方向で検討がすすめられている。当該ガイドラインの詳細については、検討会の結論が出た後、作成を開始し、最終化され次第速やかにお知らせしたいと考えており、その際にはご協力をお願いしたい。（p 18）

○医療法上の広告規制を徹底する観点から、美容医療サービスに関する広告の指導等に当たっては、消費者行政関係機関とも連携いただくよう、引き続き、お願いしたい。（p 18）

【参考】「美容医療サービスに関する広告への指導及び監督の徹底について」（平成22年8月2日厚生労働省医政局総務課長通知）

4 美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底

厚生労働省は、美容医療サービスに関連する相談のうち、患者（消費者）の理解と同意が十分に得られていないことに起因するトラブルが少なからずみられること等を踏まえ、取引の適正化及び消費者の安全確保の観点から、緊急性がそれ程高くない美容医療サービスを提供する場合に、患者（消費者）に必ず説明し、同意を得るべき内容等を盛り込んだ指針等を整備し、周知を図ること。

- 「診療情報等の提供に関する指針」では、「代替的治療法がある場合には、その内容及び利害損失（患者が負担すべき費用が大きく異なる場合には、それぞれの場合の費用を含む。）」を医療従事者が診療中の患者に対して丁寧に説明しなければならない事項としている。緊急性がそれ程高くない美容医療サービスの提供に当たっては、こういった事項について特に丁寧な説明が求められることを踏まえ、引き続き、医療従事者等に対する周知の徹底及び遵守の養成等によるご協力をお願いしたい。（p 21）

【参考】「診療情報の提供等に関する指針の策定について（平成 15 年 9 月 11 日厚生労働省医政局長通知）」